

特定建築物の維持保全について

(定期報告対象建築物の所有者様へ)

日ごろより、釧路市の建築行政の推進に際しまして、ご理解、ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、先ごろ、市内の飲食店ビルにおいて、屋外階段より、手すりの落下及び転落事故が発生いたしました。

建築基準法第12条の規定による特定建築物等の定期報告制度は、所有者（又は管理者）の皆様が建築物を常時適法な状態に維持するよう努めなければならず、建築物による事故や災害の際の被害拡大を防ぐなど、建築物及び利用者様の安全性を確保することを目的としております。

釧路市では、定期報告により法令違反や保安上著しく危険な建築物であることが判明した場合、建築物を安全な状態となるよう改善指導を行っております。

今後も、建築物利用者が安心して施設を利用するために、今一度、点検・検査を実施していただき、維持保全に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、定期報告を行わない又は、虚偽の報告を行った場合には、建築基準法第101条罰則（100万円以下の罰金）の対象となりますことを申し添えます。

釧路市都市整備部建築指導課指導防災担当

〒085-8505

北海道釧路市黒金町7丁目5番地

電話：0154-31-4569